

日薬情発第 82 号
令和 6 年 8 月 19 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

公益社団法人日本薬剤師会
副会長 原口 亨

HPKI 電子証明書の発行申請窓口にマイナポータルを追加することについて

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、過去の通知（令和 6 年 2 月 5 日付日薬情発第 150 号）でご連絡したとおり、マイナポータルを利用した HPKI 電子証明書発行申請（マイナポ申請）については、技術的課題が発見されたため延期をしておりましたが、この度、厚生労働省・デジタル庁の両省庁より当該システムの改修が完了の目処がたった旨の連絡を受けました。そこで、両省庁並びに本会で調整した結果、令和 6 年 11 月上旬から、従来の申請の加え、マイナポ申請の受付を開始いたします。正確な日程は調整ができ次第別途ご連絡させていただきます。

マイナポ申請と従来の申請（WEB 申請書作成支援サービスを利用し、紙の申請書を作成後、必要書類と共に申請書を郵送する）とでは、申請費用や HPKI カードの有無など異なる点が多くあります。異なる点の詳細については、別紙にまとめましたのでご参照下さい。

従来の申請も継続して実施しておりますので、申請方法の選択は、それぞれの利点とともに運用上の課題を十分にご検討の上、行っていただきますよう、お願い申し上げます。

会務ご多用のところ恐縮ながら、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。

【マイナポ申請について】

- 11月上旬より、従来の申請方法に加え、マイナポ申請の受付が開始される予定です。
- マイナポ申請は、HPKI カードを発行せず、セカンド電子証明書のみでの発行となります。
- 11月上旬より受付が開始される予定ですが、受付後に審査を開始するため、HPKI 電子証明書の発行は12月以降となる見込みです。
- 詳細な日程等はマイナポ申請開始が近づきましたら、別途詳細をお知らせします。

【マイナポ申請の留意点】

- ① マイナポ申請で発行される電子証明書は、セカンド電子証明書のみになります。薬剤師資格証（ICカード）が必要な場合は、従来通りの申請を行ってください。
- ② レセコンがセカンド電子証明書に対応していない場合、電子処方箋に対応できません。
- ③ 当面の間、マイナポ申請後に薬剤師資格証（ICカード）の追加発行^{※1}はできません。
- ④ マイナポ申請の場合、マイナンバーカードと登録したスマートフォンを利用して、セカンド電子証明書を用い、電子処方箋を調剤済みとするための電子署名をすることが可能です。ただし、登録したスマートフォンの故障や紛失、初期登録の失敗等の際に使用する **マイナンバーカードを使って再登録用 QR コード作成するシステムは現在開発中のため、本年度内はスマートフォンの再登録が行えません。**当該システム完成までの間にスマートフォンを利用したセカンド電子証明書の使用ができなくなった場合は、マイナンバーカードのみの利用となります。
- ⑤ 薬剤師資格証（ICカード）の代わりに、スマホ等で表示できる「デジタル薬剤師資格証^{※2}」が発行されます。
- ⑥ マイナポ申請は、従来の申請と必要書類等が異なります（原則、申請時の住民票取得、申請書類の郵送が不要 等）。詳細はマイナポータルをご確認ください。
- ⑦ マイナポ申請は、薬剤師資格証（ICカード）を発行しないため、従来の申請と価格が異なります。（従来価格から6,600円（税込）減額されます）

※1 マイナポ申請後に薬剤師資格証（ICカード）が必要となった場合は、薬剤師資格証（ICカード）追加発行申請と審査費用が必要となります。

追加発行申請は、従来の申請同様、紙の申請書を用い、必要書類を再度すべて取り揃えた上で、郵送による申請が必要となります。認証局では提出された書類を元に、マイナポ申請とは別に、新たに審査を行います。追加費用を含む合計金額は、従来の申請による同時発行よりも高額になります。

また、薬剤師資格証（ICカード）内の HPKI 電子証明書の有効期限はセカンド電子証明書と同一になります。

※2 デジタル薬剤師資格証は、薬剤師資格証（ICカード）の券面とほぼ同様の情報を、スマホ等の画面に表示できるようにするものです。詳細については、過去の通知（令和6年2月5日日薬情発第151号）をご参照ください。

▼従来の申請とマイナポ申請の大きな違い（8/19 現在）

	従来の申請	マイナポ申請								
申請方法	申請書類等の郵送	マイナポータルからの申請								
申請書類の一部削減	－（削減無し）	住民票の取得が原則不要								
受け取り方法	指定の薬剤師会で対面受け取り	マイナポータル経由で受け取り								
発行するもの	薬剤師資格証（IC カード）、 セカンド電子証明書、 デジタル薬剤師資格証  <table border="1" data-bbox="469 846 858 1077"> <tr> <td>HPKI 電子証明書 (IC カード内)</td> <td>HPKI セカンド電子証明書</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	HPKI 電子証明書 (IC カード内)	HPKI セカンド電子証明書			－ セカンド電子証明書、 デジタル薬剤師資格証  <table border="1" data-bbox="971 846 1361 1077"> <tr> <td>HPKI 電子証明書 (IC カード内)</td> <td>HPKI セカンド電子証明書</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	HPKI 電子証明書 (IC カード内)	HPKI セカンド電子証明書		
HPKI 電子証明書 (IC カード内)	HPKI セカンド電子証明書									
										
HPKI 電子証明書 (IC カード内)	HPKI セカンド電子証明書									
										
対応可能なレセコン	全ての電子処方箋対応レセコン	電子処方箋対応レセコンの中でセカンド電子証明書に対応しているレセコンのみ								
価格（税込）	定 価：26,400 円 会員価格：19,800 円	定 価：19,800 円 会員価格：13,200 円								
薬剤師資格証（IC カード）の追加発行とその費用 【令和7年×月以降の受付開始を予定】	－（非該当）	後から IC カードが必要になった方は以下の追加費用が発生。 ▽追加費用 定 価：19,800 円（税込） 会員価格：13,200 円（税込） ・合計金額は、従来の申請による同時発行よりも高額。 ・必要書類を再度全て取り揃えた上で、郵送による申請が必要。 ・有効期限はセカンド電子証明書と同一。								
マイナンバーカードとセカンド電子証明書との紐付け	セカンド電子証明書発行後、必要に応じ、申請者自身が手動で紐付けを行う。	セカンド電子証明書発行と同時に自動でマイナンバーカードと紐付けされる。								